

## 「熊野古道伊勢路～幸結びの路～」ロゴマーク使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、東紀州地域振興公社（以下、公社という。）が定めた「熊野古道伊勢路～幸結びの路～」ロゴマーク（以下、ロゴマークという。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用条件)

第2条 ロゴマークは、熊野古道伊勢路および東紀州地域の魅力PRを行い、県内外からの観光客を誘致する目的の取り組みを行う場合において使用できるものとする。

### (使用承認申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、公社理事長あてに別紙様式「熊野古道伊勢路～幸結びの路～」ロゴマーク使用申請書を提出し、その承認を得なければならない。ただし、公社構成市町、三重県内の市町、観光協会および関係機関が使用する場合は、申請書の提出を要しない。

2 公社理事長は申請書の内容を審査し、次の3の承認の条件を満たすと認められるとき、ロゴマークの使用を承認する。ただし、必要に応じて使用の条件を付することができるものとする。

3 承認の条件については、次のとおりとする。

- (1) 熊野古道伊勢路および東紀州地域の魅力PRを行い、誘客促進をはかる取り組みを行っている団体・企業等であること。
- (2) 特定の政治活動、宗教活動の目的に使用しないこと
- (3) 自己のロゴマーク、商標として使用しないこと
- (4) 法令や公序良俗に反しないこと
- (5) その他、不正な使用が行われないこと

### (使用上の遵守事項)

第4条 使用者は、次に定める事項について、遵守することとする。

- (1) ロゴマークに関する著作権は公社に帰属し、使用者は自己のロゴマーク、商標として使用してはならないものとする
- (2) 使用を承認された目的および用途にのみ使用すること
- (3) 使用を承認された権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (4) 使用者は、別紙「世界遺産熊野古道伊勢路ロゴ・ガイドライン」に基づき、定められた色、形式などを正しく使用すること。ロゴマークの形状、配列、間隔や色調などを加工してはならないものとする
- (5) ロゴマークのイメージを損なう使用はしないこと

### (承認の取消)

第5条

公社理事長は、ロゴマークの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められる場合は、

当該承認を取り消すことができる。この場合、ロゴマークの使用承認を受けた者に損害が生じても、公社理事長はその責を負わない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無償とする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。